

(整理番号 2507)

令和 7 年度長野地方最低賃金審議会
第 3 回長野県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和 7 年 8 月 4 日 14 時 30 分 ~ 15 時 35 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
○ 主な審議事項 1 長野県最低賃金の改正審議について ・事務局から中央最低賃金審議会、目安に関する小委員会が 7 月 31 日に第 5 回、8 月 1 日に第 6 回と開催されたが、目安額の結論に至らず、本日、午前 10 時から開催されていることについて説明した。 ・労働者側からは、連合リビングウェイジに基づき、長野県における最低限必要な賃金水準の金額として、132 円引上げ 1,130 円が提示された。 ・使用者側からは、特段の意見等はなかった。 ・公労・公使別に二者協議を行い、金額審議を行った。 ・全体協議再開後、労使双方から、現時点で金額の変更はない旨の主張がなされた。 2 今後の審議の進め方について 本日の議論及び今後示される目安額を踏まえ、次回専門部会において労使双方からの検討結果の発表、金額提示が行われることとなった。 3 その他 8 月 5 日午前 10 時 30 分から予定していた第 4 回長野県最低賃金専門部会の開催を午後 1 時 30 分からに変更するとともに、同日午後 3 時から予定していた第 3 回本審議会の開催を取りやめることが確認された。 公開状況：傍聴者 2 人、報道機関 1 社			